

市区町村における家電リサイクル法への取組み状況について

平成15年7月17日(木)
環境省廃棄物・リサイクル対策部
リサイクル推進室
室長:長門利明(内線6831)
室長補佐:山本郷史(内線6834)
担当:神尾 信(内線6836)

平成13年4月から施行されている特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)に関して、全国の市区町村の取組み状況を把握するために、法施行後半年毎にアンケート調査を行っているところですが、今般、本年4月1日時点における取組状況について調査結果がまとまりましたので、お知らせいたします。

調査対象は全市区町村で、都道府県を通じ全国の市区町村に協力を依頼し、有効な回答が得られた3,217市区町村(合計人口12,793万人)のデータを取りまとめました。調査期間は平成15年4月22日～平成15年5月16日でした。

家電リサイクル法における家電4品目の取扱いについて

小売業者が引き取る義務のない家電4品目については、回答のあった市区町村の68%に当たる2,179市区町村が粗大ごみ等として回収を行ういわゆる行政回収を原則として行っており、これは、前々回(昨年4月調査)、前回(昨年10月調査)の調査と同様であった。

行政回収を原則行わない2,179市区町村のうち約半数の市区町村においては、義務外品について地域小売店を中心とした回収システムを構築しており、これも前回調査と同様であった。

1. 平成15年4月1日での家電4品目の処理体制について該当する番号を選択して下さい。

	市区町村数(%)	前回	前々回
1)小売業者に引取義務のない家電4品目(義務外品)を含め行政回収は原則行わない。	2,179 (68%)	(68%)	(67%)
2)小売業者に引取義務のある家電4品目(義務品)は行政回収しないが、義務外品は行政回収する。	717 (22%)	(23%)	(25%)
3)義務外品、義務品を問わず家電4品目は行政回収する。	321 (10%)	(9%)	(7%)
合計	3,217 (100%)		

2.(1.で1)を回答した市区町村に対し平成15年4月1日現在の義務外品の回収システムについてお伺いします。

	前回	前々回
1)主に、地域小売店が連携した回収システムである。	… 570 (26%)	(29%)(30%)
2)主に、地域小売店と量販店が連携した回収システムである。	… 188 (9%)	(7%)(8%)
3)主に、地域小売店と許可業者が連携した回収システムである。	… 279 (13%)	(13%)(14%)
4)主に、量販店が中心の回収システムである。	… 45 (2%)	(2%)(2%)
5)主に、許可業者が連携した回収システムである。	… 377 (17%)	(16%)(16%)
6)主に、環境大臣指定業者による広域回収システムである。	… 50 (2%)	(4%)(4%)
7)中心的な回収システムはない。	… 420 (19%)	(18%)(16%)
8)把握していない。	… 208 (10%)	(8%)(8%)
9)その他	… 42 (2%)	(2%)(3%)
	合計 2,179	(100%)

義務外品を行政回収する場合の対応について

(1)義務外品の行政回収を行っている1,038市区町村(の1.で2)および3)を選択した市区町村)における家電4品目の行政回収量については、予想よりも行政回収量が少ない市区町村(38%)とほぼ予想通りである市区町村(28%)が多く、前回調査と同様であった。

また、行政回収する場合の処理料金の徴収については、約8割強(871自治体)が家電リサイクル券を活用し、排出者からは収集運搬料金のみ徴収している。家電リサイクル券の運用については、家電メーカー名の誤記(37%)や品目記載(19%)や券の貼付場所(18%)の間違いなどが見られた。

さらに、収集運搬料金の額は、単純平均値で見ると、家電4品目のそれぞれについて、約2,200~2,400円程度であった。

1.これまでの行政回収量について、法施行前に予想していた行政回収量と実際の行政回収量を比較した現在の状況として最も近いものを選択して下さい。

	前回	前々回
1)ほぼ予想通りである。	… 289 (28%)	(26%) (24%)
2)予想よりも行政回収量が多い。	… 155 (15%)	(13%) (10%)
3)予想よりも行政回収量が少ない。	… 397 (38%)	(42%) (48%)
4)わからない。	… 184 (18%)	(18%) (15%)
5)その他	… 13 (1%)	(1%) (3%)
	合計 1,038	(100%)

2. 排出者から処理料金を徴収しますか。

	前回	前々回
1) 収集運搬料金のみ徴収し、再生処理料金は家電リサイクル券を利用する。	871 (84%)	(83%) (79%)
2) 収集運搬料金及び再生処理料金の両方を徴収する。	50 (5%)	(3%) (5%)
3) 徴収しない。	55 (5%)	(6%) (7%)
4) その他	62 (6%)	(7%) (9%)
合計	1,038	(100%)

3. (2. で1)を選択した市町村に対しこれまでにおける家電リサイクル券の運用に当たって、該当するものがあれば選んで下さい。(複数回答可)

	前回	前々回
1) 家電リサイクル券の記入に家電メーカー名の誤記があった。	321 (37%)	(34%) (26%)
2) 家電リサイクル券の品目の記載に誤記があった。	162 (19%)	(16%) (12%)
3) 支払われたリサイクル料金が間違っていた。	112 (13%)	(13%) (10%)
4) 家電リサイクル券の貼付場所が間違っていた。	154 (18%)	(18%) (15%)
5) 家電リサイクル券が破損、あるいは紛失していた。	127 (15%)	(13%) (10%)
6) 家電リサイクル券が貼付されていなかった。	85 (10%)	(9%) (7%)
7) その他	182 (21%)	(24%) (19%)
いずれの選択肢にも回答がなかった自治体	261 (30%)	(28%) (44%)

4. 手数料条例で設定している収集運搬料金の額はいくらですか。

収集運搬料金の分布

(単位:市区町村数)

円	0 ~	500 ~	1000 ~	1500 ~	2000 ~	2500 ~	3000 ~	3500 ~	4000 ~	4500 ~	5000 ~
エアコン	23	37	90	105	197	126	195	59	34	5	6
テレビ	29	43	110	118	198	122	184	52	12	4	5
冷蔵庫	33	12	78	103	205	144	189	51	34	12	16
洗濯機	25	42	89	127	220	116	183	46	15	7	7

収集運搬料金(単純平均値)

エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
2,313円	2,182円	2,412円	2,216円

大きさや回収方法の違い(戸別・持込)により額が異なる場合は品目毎の単純平均値

(2)平成14年度において家電4品目の回収実績のある市区町村数は843市区町村であり、回収台数は、エアコン12,849台、テレビ53,357台、冷蔵庫32,874台、洗濯機29,184台で合計では128,264台であった。このうち指定引取場所へ持ち込まれ、メーカーに引き渡されたのは、エアコン10,359台、テレビ43,934台、冷蔵庫27,736台、洗濯機24,638台で合計では106,667台(行政回収された家電4品目の約83%)であった。

法施行前後の比較では、比較できるデータを有する620市区町村でみると、家電4品目合計で、法施行前の平成12年度では2,815,110台の行政回収が行われたのに対し、平成13年度では43,342台、平成14年度では50,364台の行政回収が行われた。このことから、単純な比較はできないものの、行政回収されていたもののほとんどが新しいシステムに移行したものと考えられる。

1.平成14年4月～平成15年3月末までの家電4品目の行政回収の実績台数の合計を記入して下さい(行政回収とは、問1の行政が直接又は委託業者により回収することを指し、不法投棄物の回収分は含みません)。

また、平成13年4月～平成14年3月末までの家電4品目の回収実績について把握している市区町村にあっては、記入できる範囲で台数を記入して下さい。

平成14年度の行政回収の実績台数 (市区町村数843、人口3,797万人)

		エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
平成14年4月～ 平成15年3月	実績台数	12,849台	53,357台	32,874台	29,184台	128,264台
	うち引取場所	10,359台	43,934台	27,736台	24,638台	106,667台

注)引取場所:指定引取場所へ持ち込んで処理したもの

平成13年度と平成14年度の行政回収の実績台数の比較

(市区町村数620、人口5,078万人)

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	合計
平成12年度	311,890台	334,838台	621,326台	547,056台	2,815,110台
平成13年度	5,457台	17,263台	10,937台	9,685台	43,342台
平成14年度	5,799台	21,465台	11,979台	11,121台	50,364台

家電リサイクル法の施行に伴う不法投棄の状況について

(1)法施行以降、2,674市区町村(83%)において、不法投棄された家電4品目の回収が行われた。不法投棄された場所については、これまでの調査と同様、山林、田畑等(59%)、道路(58%)、ごみ収集場所(55%)の場所への不法投棄が多く見られた。

また、不法投棄された廃家電については、半数を超える市区町村が家電リサイクル法の指定引取場所へ持ち込んだと回答している。

1. 家電リサイクル法が施行された平成13年4月以降、平成15年3月末までに不法投棄された家電4品目を回収しましたか。

	前回	前々回
1)回収していない。	… 543 (17%)	(19%) (24%)
2)回収した。	… 2,674 (83%)	(81%) (76%)
合計	3,217 (100%)	

2. (1.で2)を選択した市区町村に対し)回収した家電4品目はどのような場所に不法投棄されていましたか。(複数回答可)

	前回	前々回
1)ステーション等のごみ収集場所	… 1,464 (55%)	(55%) (53%)
2)小売店の敷地	… 147 (5%)	(6%) (6%)
3)小売店以外の民有地	… 689 (26%)	(27%) (24%)
4)民有地以外の山林、田畑等	… 1,579(59%)	(56%) (53%)
5)道路上、道路高架下等の公道	… 1,558 (58%)	(57%) (53%)
6)河川敷等の河川用地内	… 1,181 (44%)	(42%) (39%)
7)公園、港湾等の道路、河川以外の公共用地	… 867 (32%)	(29%) (28%)
8)その他	… 263 (10%)	(11%) (12%)

3. 不法投棄された家電4品目の処理をどのように行いましたか。

	前回	前々回
1)主に市区町村、組合等の自前の処理施設で処理した。	… 490(18%)	(19%) (21%)
2)主に委託業者、許可業者等の廃棄物処理業者の処理施設で処理した。	… 483 (18%)	(16%) (15%)
3)主に家電リサイクル法の指定引取場所へ持ち込み処理した。	… 1,483 (56%)	(53%) (50%)
4)現在処理方法を検討中である。	… 212 (8%)	(12%) (13%)
合計	2,668 (100%)	

(2)家電リサイクル法の施行後、全市区町村の約8割に当たる2,584市区町村において不法投棄対策が講じられている。具体的には、職員または委託業者による巡回監視(77%)、ポスター、チラシ、看板等による普及啓発(59%)、郵便局、タクシー業界等との連携による監視体制の構築(50%)等の対策が講じられており、市区町村における不法投棄対策の取組みが着実に進展している。

また、今後の家電4品目の不法投棄の見込みについては、増加することが懸念される(54%)、現在と変わらないと思われる(39%)、減少することが期待される(7%)という結果であった。昨年10月の調査と比較すると、増加することが懸念されると回答した市区町村の割合は52%から54%に、現在と変わらないと思われると回答した市区町村の割合が42%から39%になっており、ほぼ前回調査と同様であった。

1. 家電リサイクル法の施行に伴い、家電4品目の不法投棄の未然防止のための対策(巡回パトロールによる監視等)を講じていますか。

	前回	前々回
1) 講じている。	2,584 (80%)	(79%) (75%)
2) 今後、講じる予定である(検討中を含む)。	316 (10%)	(11%) (16%)
3) 講じる予定はない。	317 (10%)	(10%) (9%)
合計	3,217 (100%)	

2. (2.で1)を選択した市区町村に対し家電4品目の不法投棄の未然防止のための対策とは具体的に何ですか。(複数回答可)

	前回	前々回
1) 職員または委託業者による巡回監視、パトロール	1,997 (77%)	(77%) (74%)
2) 町内会など住民との連携による監視、通報体制の構築	1,004 (39%)	(39%) (37%)
3) 郵便局、タクシー業界等との連携による監視体制の構築	1,280 (50%)	(49%) (41%)
4) 警察当局と連携した監視、通報体制の構築	533 (21%)	(19%) (20%)
5) ポスター、チラシ、看板等による普及啓発	1,533 (59%)	(58%) (54%)
6) 監視カメラ等の設置	119 (5%)	(3%) (3%)
7) 処理料金の補助	18 (1%)	(1%) (1%)
8) その他	127 (5%)	(6%) (6%)

3. 家電リサイクル法の施行後1年半を踏まえ、今後の家電4品目の不法投棄についてどう考えていますか。

	前回	前々回
1) 増加することが懸念される。	1,727 (54%)	(52%) (61%)
2) 現在と変わらないと思われる。	1,266 (39%)	(42%) (33%)
3) 減少することが期待される。	224 (7%)	(7%) (6%)
合計	3,217 (100%)	

家電リサイクル法の施行に伴う財政負担について

家電4品目の不法投棄に対応するための予算については、平成15年度当初予算を計上している市区町村が2,403(75%)、平成15年度補正予算を計上する予定の市区町村が47(1%)、計上していない市区町村が698(22%)であった。当初予算額及び補正予算額は、単純平均値では1,117千円、中央値では210千円であった。

また、市区町村における財政負担の変化については、負担は増加していると回答した市区町村が1,333(41%)、変化していないと回答した市区町村が875(27%)、現段階では判断できないと回答した市区町村が799(25%)の順となっている。不法投棄対策等に係る負担感がやや増加している一方、財政負担の変化について現段階では判断できないとする市区町村もなお25%ある。

1. 家電リサイクル法施行に伴って、家電4品目の不法投棄の対応のために平成15年度に予算を計上していますか。

	前回	前々回
1)当初予算に計上している。	2,403 (75%)	(69%) (71%)
2)補正予算に計上する予定である。	47 (1%)	(3%) (2%)
3)計上していない。	698 (22%)	(25%) (24%)
4)今後、検討する。	69 (2%)	(4%) (4%)

2. (1.で1)を選択した市区町村に対しその予算額はいくらですか。

平均値	1,117 千円	
中央値	210 千円	回答した市区町村数2,394(74%)

3. 家電リサイクル法の施行前後での貴市区町村における財政負担の変化についてお伺いします。

	前回	前々回
1)パトロールの強化や不法投棄の問題等があり、全体として負担は増加している。	1,333 (41%)	(39%) (35%)
2)家電製品の引取量の減少や処理コストの低減等により、全体として負担は軽減している。	210 (7%)	(7%) (7%)
3)全体として変化していない。	875 (27%)	(26%) (23%)
4)現段階では判断できない。	799 (25%)	(28%) (35%)
合計	3,217 (100%)	

家電リサイクル法の施行状況について

法施行後2年が経過した段階での施行状況については、順調に推移していると回答した市区町村は410(13%)、概ね順調に推移していると回答した市区町村は1,908(59%)であり、引き続き、7割を超える市区町村が肯定的に評価している。

1. 家電リサイクル法が施行されて2年が経過しましたが、貴市区町村における施行状況についてお伺いします。

		前回	前々回
1) 順調に推移している。	… 410 (13%)	(12%)	(13%)
2) 概ね順調に推移している。	… 1,908 (59%)	(61%)	(61%)
3) あまり順調とは言えない。	… 772 (24%)	(23%)	(22%)
4) 順調とは言えない。	… 127 (4%)	(3%)	(4%)
	合計 3,217 (100%)		

2. (1.で3)または4)を選択した市区町村に対し)家電リサイクル法の施行上問題となっている点は何ですか(複数回答可)。

		前回	前々回
1) 不法投棄の増加	… 754 (84%)	(77%)	(76%)
2) 指定引取場所の配置や対応等、引取り、引渡しが円滑でないこと	… 183 (20%)	(18%)	(18%)
3) 新たな費用負担に対する住民の不满	… 480 (53%)	(57%)	(57%)
4) 制度に対する住民の理解が進まないこと	… 346 (38%)	(40%)	(39%)
5) その他	… 26 (3%)	(3%)	(7%)